

1. 知事の政治姿勢について

①知事選挙での県民の意思表示に対する認識について【知事】

今回の知事選挙の結果につきましては、いろいろな争点のもとに、対立の候補者も十分に検討されたものと理解をいたしております。

私の原子力発電に対する考えは、今回の選挙におきましては、マニフェストにおきまして、その判断に至った背景や電力状況の認識についてお示しをした上で、県民の皆様にご説明してきたところでありまして、将来における脱原発を目指すことも明言いたしております。原子力発電所につきましては、安全性の確保が大前提でありまして、再稼働に当たっては、まずは国が、安全性を十分に保証致しますとともに、公開の場で地域住民の方々に十分な説明を行い、理解を得ていく必要があると考えており、県民の多数の方の賛同をいただいたものと考えております。

②エネルギー政策について【企画部長】

今回の福島第一原子力発電の事故による国民の生活や環境などへの甚大な影響を鑑みますと、人類の英知を結集して、原子力発電に代わる次のエネルギーを見つけざるを得ないという、いわゆる「脱原発」の方向を模索すべき段階にきていると認識しているところでございます。

一方で、現時点では、再生可能エネルギーや省エネルギーだけで現実の経済や暮らしにおいて不可欠なエネルギーをこれまでのように安定的に供給することができないことも事実でございます。この夏のような不安定な電力状況が続いた場合には、我が国の産業社会や日常生活に深刻な状況が及ぶと考えられまして、原子力発電に代わるエネルギーを確保するまでの間は、安全性を十分に確保した上で、原子力発電の活用が求められているものと考えております。

③社会保障に対する認識について【知事】

現在、我が国は、グローバル化の急速な進展、本格的な人口減少や少子高齢化の進行など大きな変革期を迎え、これまで有効に機能しておりました様々なシステムが十分に機能しなくなってきており、将来に対しての漠然とした不安感や閉塞感が強まりつつあります。

このような時代状況にありまして、人々が自らの暮らしに明確な見通しや希望を持って安心して生活できるようにすることが重要であり、「子どもからお年寄りまですべての県民にとって優しく温もりのある社会の構築」がより一層求められてきております。

私といたしましては、急速な少子高齢化が進む中で、国・地方ともに極めて厳しい財政状況にあることを踏まえれば、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源の確保と財政の健全化を同時に達成することを目指しました社会保障と税の一体改革は、必要なものであると考えております。

また、今後の社会保障制度の総合的かつ集中的な改革に当たりましては、「社会保障制度改革国民会議」での検討に地域の現場の意見を十分反映させますとともに、「国と地方の協議の場」におきまして、真摯に議論することにより、国と地方の力を結集し、真に国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度の現実をはかることが必要であると考えております。

④オスプレイの配備などに係る見解について【企画部長】

オスプレイの沖縄配備については、昨日合意された日米合同委員会の合意事項が遵守され、地域住民の安全に対して最大限の配慮がなされるとの前提に立った上で、防衛政策に関する一義的

な判断主体である国において、その運用を開始するとの判断がなされたところでございます。

日米合同委員会では、低空飛行訓練の際には航空法で定める最低安全高度の150メートル以上を遵守すること、人口密集地域、学校や病院等の上空の飛行は回避すること、垂直離着陸モードの飛行は、運用上必要な場合を除き、米軍の施設・区域内に限定することなどが合意されたものと承知しているところです。

政府においては、今回の決定事項を関係自治体に十分説明する必要があると考えており、また、飛行訓練が開始された場合には、今般の合意事項が遵守される必要があると考えております。

⑤女性職員の能力発揮のための職場環境について【総務部長】

本県の一般行政部門における女性職員数は、本年4月1日現在で992名、全体の約19%となっており、その割合は年々高くなっております。

女性の知恵や感覚を県政に活かすことは大切なことであり、女性職員の人材育成や政策・方針決定過程への参画を図るとともに、仕事と生活の調和に配慮した職場環境づくりに努める必要があると考えております。

このため、これまでも、幹部職員への女性の積極的な登用を図るとともに、育児休業期間の延長や育児短時間勤務制度の導入、男性職員の育児参加のための出産補助休暇の創設などを行ってきているところであります。

今後とも、女性職員が意欲を持って、その能力を発揮できるとともに、働きやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

2 水俣病について

①水俣病被害者の「あたら限りの救済」について【環境林務部長】

水俣病被害者のあたら限りの救済についてでございます。

県におきましては、救済を求める方々の申請漏れがないよう、申請受付の期間中、可能な限りの周知・広報や申請の相談支援に努めたところであり、また、関係団体・機関の協力もあって、今回の救済措置の最終的な申請件数は、2万件余りとなったところでございます。

県としましては、水俣病被害者のあたら限りの救済に向けて、最大限の努力を行ってきているところであり、今後は、できる限り迅速な救済対象者の確定に努めてまいりたいと考えております。

②出生年や地域の線引きについて【環境林務部長】

次に、出生年や地域の線引きの見直しについてでございます。

水俣病被害者救済特別措置法に基づく救済措置における対象年齢・対象地域の基準につきましては、同法に基づき閣議決定された救済措置の方針等に定められているところでございます。

これらの基準は、ノーモア・ミナマタ訴訟で裁判所が示した基準を基本とし、国と救済を求める団体との協議も踏まえて定められたところでございます。

こうしたことから、対象年齢・対象地域に係る基準には合理性があり、見直しの要請等を行うことは考えていないところでございます。

<再質問>【環境林務部長】

先ほどお示しになりました、住民健康調査の集計報告に基づいて対象地域・対象年齢のお尋ねがございました。議員が、お示しになったこの報告書につきましては、データの集計や分析の方法等、詳細が不明でございますので、これにつきましては答弁を差し控えさせていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、対象年齢・対象地域の基準はですね、ノーモア・ミナマタ訴訟で裁判所が示した基準を基本として、そのときに救済を受ける団体との協議を踏まえて定められておりまして、この対象年齢・対象地域に係る基準には合理性があるものというふうに考えております。

あとう限りの救済につきましては、特別措置法をはじめ、国の救済措置の方針及び県の実施要綱に定める救済措置の枠組みの中で、行政としてできる限りの努力を行うことが要請されているものというふうに理解をいたしておりまして、先ほど申し上げましたとおり、本県としては、できる限りの努力をしてくれているところでありまして、今後は、対象者の確定に向けてですね努めてまいりたいというふうに考えております。

3 県単独医療費所税制度について

①県単独医療費助成制度における現物給付制度の導入について【保健福祉部長】

乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度については、受信される方々に受診に伴うコスト意識を持っていただくという健康保険制度の趣旨を踏まえて、対象者が医療機関に支払った一部負担金に対し助成する償還払い方式を導入しており、対象者の皆様には、現行の助成制度のもとで、適正な受診をしていただいているものと考えております。

現物給付方式を導入した場合は、他県の導入例から、医療費助成額の増嵩が見込まれることや、市町村の国民健康保険に対する国庫負担金が減額させられるため、県だけでなく、市町村及び国保保険者への影響が予想されることから、現物給付での対応については、現時点では考えていないところであります。

＜再質問＞【保健福祉部長】

県単の三医療費助成制度につきましては、現行の制度の枠組みの中で、適正な受診をしていただいているものと考えております。

なお、医療費の増嵩の要因については定かではございませんが、現物給付方式を導入した他県の事例では、結果として、医療費助成額が大幅に増嵩しております。

現物給付方式を導入しますと、こうした医療費助成額の増嵩が見込まれること、また、市町村の国民健康保険に対する国庫負担金が減額されることから、県だけでなく市町村及び国保保険者への影響が予想されるということから、現物給付での対応については、現時点では考えていないというところでございます。

4 発達障害者に対する県民理解について

①大人のアスペルガー症候群に係る県民の理解促進のための方策について【保健福祉部長】

アスペルガー症候群の方は、対人関係・社会性の障害やコミュニケーションの障害などがあり

ますが、知的な遅れや言葉の発達の遅れがないことから、見た目には障害があることが分かりにくいという特性があります。

このため、県においては、アスペルガー症候群を含む発達障害の特性などについて、ホームページや広報誌、広報番組による啓発、地区別支援者研修の実施、市町村等が行う研修会への講師派遣、関係団体が行う講演会への支援のほか、障害者就業・生活支援センターによる就業支援等を通じて、幅広く県民の理解促進に努めております。

また、今年度作成する新たなリーフレットを活用して、成人期の発達障害についても啓発を図ることとしております。

県としましては、今後とも、市町村や家族会等の関係機関・団体と連携を図りながら、発達障害に対するさらなる理解促進に努めてまいりたいと考えております。

②アルペルガー症候群に関する教養について【県警本部長】

アスペルガー症候群を含む脳機能の障害を持つ方々への適切な接遇を行うためには、各種脳機能障害についての正しい知識が必要と考えられます。

県警察では、警察学校で実施しております揭示関係の専科教養におきまして、脳機能障害を持つ方への面接要領について教育を行っているところでありますが、今後、広く職員の一層の理解促進に努めてまいる所存であります。

5 いじめ問題について

①いじめの報告について【教育長】

平成23年度において、県内の公立学校における認知件数は342件でありましたが、発見のきっかけとしては、本人からの訴えが、83件、本人の保護者からの訴えが100件、学校の教職員等による発見が109件などとなっており、様々な方法を通じて、いじめを把握するとともに、その解消に向けた対応を行っているところでございます。

県教委では、いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こり得る」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」との基本認識を持って、いじめの把握に努めるよう指導しております。各学校では、無記名アンケート調査や個別面談など、児童生徒の状況を把握する機会を必ず定期的に設けるとともに、児童生徒が発する小さなサインを見逃さずに、教職員間で積極的な情報交換を行い、保護者や関係者からの幅広い情報収集にも努めているところであります。

今後とも、各市町村教育委員会と連携して、いじめの早期発見・早期対応に努めてまいりたいと考えております。

②いじめの認知件数について

文部科学省によりますと、平成23年度、国公立学校における児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数は、九州では熊本が最も多く32.9件、佐賀県が最も低く0.6件、本県は2.0件で、九州中位となっております。

熊本県教育委員会では、全県統一で選択式のアンケート様式を設定するとともに、ひやかしからかいなど、軽微なものまで把握できるよう質問に工夫を施したことなどにより認知件数が増加したものと考えております。

本県においては、認知件数が減少傾向にあり、認知できていないケースがある可能性もあることから、本年4月から本県独自の共通アンケート様式を作成するなどの改善を図りますとともに、教職員への気付きの研修やネットいじめ対策の調査研究に取り組んでいるところでございます。

いじめについては、1件でも多く発見し、早期に対応することが最も重要であると考えており、今後とも他県の取組も参考にしながら、実態把握の方法について不断の改善を図りますとともに、教職員の対応能力の向上にも努めてまいりたいと考えております。

③いじめの早期発見に係る職場環境について【教育長】

いじめの早期発見のためには、教職員による児童生徒の日常の観察、教育相談やアンケートを通じた実態把握、教職員間での情報交換、保護者等からの幅広い情報収集など、様々なアプローチが必要であると考えております。

県教委では、こうした取組とともに、教職員がいじめに気付き、適切な対応ができるよう、いじめ対策必携を作成・配布しておりますほか、各種の研修機会の提供により、教職員の資質向上にも取り組んでおります。

また、職場環境につきましては、市町村教育委員会や学校に対して、会議の見直しや行事の精選、事務の軽減など、教職員が児童生徒とふれあう時間を確保できるよう、業務の工夫・改善を指導・助言してきたところであります。

今後とも、より一層教育活動が充実するよう努めてまいりたいと考えております。

6 人工島と地震・津波対策について

①防災拠点としての位置付けについて【土木部長】

マリンポートかごしまの岸壁やヘリポート等の施設及び広大な緑地空間は、災害が発生した場合の救援活動や救援物資の輸送・集積、並びに一時的な避難などに適した機能を有していると考えております。

このうち、台風や津波等が発生する恐れが高いと判断される場合については、避難場所としての利用を想定しておりませんが、火災や豪雨災害、桜島の噴火等の避難については、利用可能と考えており、また、それ以外の救援活動や緊急物資の輸送、集積等についても有効に活用できるものと考えております。

マリンポートかごしまは、大型観光船ふ頭とあわせて、県民や観光客が、憩い、海と触れ合える緑地空間として整備するとともに、災害が発生した場合の対応空間として活用することとしており、今後とも着実な整備に努めてまいりたいと考えております。

7 住宅リフォーム助成制度について

①住宅リフォーム助成制度に実施状況等について【土木部長】

県内におけるリフォーム一般を対象とした助成は、昨年度は、出水市など4市、今年度は、鹿児島市など5市を加えた8市において実施しております。

このうち、いくつかの市で事業の効果を公表しており、助成対象となったリフォーム工事費の総額をもとに経済波及効果を算出しております。これらの結果からも、一定の効果は認められる

ところでありますが、一方で、助成により新たに発生する工事がどの程度かといった観点からの分析も今後は必要と考えております。

昨年１０月から佐賀県で実施している事業につきましては、平成２５年度までの３年間で２０億円の基金を予算とし、本年７月末時点で、助成件数約８，９００件助成額が１７億２千万円、工事費の総額は約１４８億円と聞いております。

なお、経済波及効果を２５７億円と試算しておりますが、これも、工事費の総額をもとに算出されたものであります。

②本県における助成制度の創設について【土木部長】

本県においてリフォーム助成制度を実施している９市は、いずれも、市内業者による工事を要件として、工事費用の一部を補助しており、地域の中小事業者対策の性格が強いものであり、それぞれの地域の実情に応じて取り組むことが効果的であると考えております。

県としては、リフォーム一般を対象として個人に対する補助を行うことについては、慎重な検討が必要であると考えており、市町村における取組に対し、社会資本整備総合交付金の活用について助言等を行う等の支援をしております。

９ 鹿児島養護学校跡地の活用策について

①鹿児島養護学校跡地の活用策について【教育長】

鹿児島養護学校は、平成２５年度の供用開始を目指し、県立高校合同グラウンド敷地に移転整備を進めているところであります。

跡地となると現在の学校用地については、その活用や処分について全庁的に検討することとしておりますが、現段階では県としての活用策は決まっていないところであります。

同跡地は鹿児島市の吉野第二地区土地区画整理事業の対象地となっており、今後、鹿児島市とも協議しながら、売却も含めたり活用について検討したいと考えております。

１０ 県営希望ヶ丘住宅の移転について

①県営希望ヶ丘団地の移転について【土木部長】

県営住宅については、戸数を確保することに重点を置いた住宅供給から、良好な住環境を備えた住宅を供給するとともに、子育て世帯などへの支援のため、自然環境に恵まれた郊外部での整備を進めることとしております。

希望ヶ丘団地については、この方針を踏まえ、現地での建替は行わないこととし、団地住民の方々には、平成２２年より説明を行い、希望する他の県営住宅に優先的に転居できる旨をお伝えした上で、平成３１年を目途に順次転居をお願いしているところであります。

県としては、今後とも、円滑な転居が行われるよう、住民説明会の開催や個別相談に応じるなど、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。